

行政経営会議 事案書

開催日：令和 7 年 8 月 25 日（月）

担当課：こども部 ほいく課

件 名：こども誰でも通園制度の実施に係る認可基準条例及び規則の制定について	
提出理由：令和 8 年度から子ども・子育て支援法の新たな給付制度に位置付けられ、全ての自治体において実施される当該制度の認可基準を定める条例及び規則の制定にあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 ・こども誰でも通園制度は、令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき創設された制度であり、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に、保育所等に通園できるもの。 ・対象は、保育所等に入所していない 0 歳 6 ヶ月から満 3 歳未満の子どもで、令和 8 年度から全ての自治体において実施することとされている。 ・市町村は、当制度を実施する事業所の認可権者となるため、児童福祉法の規定により、国の設備及び運営についての認可基準（人員や面積等）をもとに条例を定めなければならない。（以下「認可基準条例」という。） ・また、事業者が給付を受けるためには、市町村の確認が必要となるため、子ども・子育て支援法の規定により、確認行為を行うための基準条例（定員や費用徴収等）（以下「確認基準条例」という。）も定める必要があるが、確認基準条例のもととなる国の基準が本年 11 月に公布される予定のため、公布後に条例を制定する。 2. 認可基準条例及び規則制定の考え方 ・国基準には、市町村が条例を定めるにあたって従うべき基準と参酌すべき基準が定められている。	・国基準の各規定は、児童福祉法の基本理念に即したものであることから、従うべき基準と参酌すべき基準のいずれについても、国の基準のとおりに規定することとする。 3. 認可基準条例及び規則に定める主な内容 ・本条例及び規則において、児童の発達のために必要な保育の水準を確保するための基準（最低基準）を定める。 (1) 条例に定める事項 運営等の基本理念、一般原則等を定める。 ・趣旨 ・最低基準の目的 ・最低基準の向上 ・最低基準と乳児等通園支援事業者 ・乳児等通園支援事業者の一般原則 (2) 規則に定める事項 技術的、細目的な具体的な事項を定める。 ・保育従事者の資格、配置割合 ・保育室等の設備、面積 ・施設の耐火基準 ・保育の運用に関する基準
経 過 R5. 6 国がこども未来戦略方針にて制度創設を 発表 R5. 12 こども未来戦略 閣議決定 R6. 4 115 自治体で試行的事業を実施 R7. 4 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化 「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」施行（内閣府令／認可基準）	今後の予定 ※認可基準条例に係る予定 R7. 9 意見公募手続の実施 R7. 12 条例制定議案の提出 <u>条例施行（公布日）</u> R8. 4 全ての自治体で実施

【会議後の訂正(令和 7 年 9 月 11 日)】

・下線部分の条例施行日を訂正